

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融所得課税の一元化の対象に商品先物取引（取引所及び店頭取引）・商品ファンドに係る所得を含める。</p> <p>・特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得 <ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引（取引所及び店頭取引）の決済差損益 商品ファンドの収益分配金・償還損益 商品先物取引（取引所取引及び店頭取引）の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得として損益通算の対象に含める。 また、損益通算の範囲拡大に向けて、申告分離課税となっていない取引所外における先物取引（店頭取引）の決済差損益や商品ファンドにおける収益分配金・償還損益について、取引所における先物取引と同様の課税方式（申告分離課税）、税率とする。 現在、商品先物取引（取引所取引）、有価証券先物取引、取引所金融先物取引に認められている3年間の損失繰越控除（申告分離課税）に取引所外における先物取引（店頭取引）の決済差損益や商品ファンドによる収益分配金・償還損益を含めた上、一元化の対象とすべき金融所得全般に認める。 	
関係条文	<p>国税 所法第23条、第35条（措法第3条、第41条の14、第41条の15） 地方税 地法第23条第1項第14号、地法附第35条の4、第35条の4の2</p>	
減収見込額	(初年度) ▲600 (—) (平年度) ▲600 (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 個人金融資産から産業活動にかかるリスクマネーを供給する流れを強化するため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算の範囲を拡大し、「貯蓄から投資へ」の流れを抜本的に強化する。 (参考)</p> <p>○新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(2010年6月18日閣議決定)(抜粋) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (7) 金融戦略 【2020年までの目標】 『官民総動員による成長マネーの供給』、『企業のグローバルなプレゼンス向上』、『アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立』、『国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大』 成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。2020年までの期間において、これら2つの役割を十分に果たしうる金融を実現し、実体経済と金融との新たな「Win-Win」の関係を目指す。 そのために、大企業、中堅企業、中小企業、個人事業者、海外での本邦企業活動、国内プロジェクト、海外プロジェクトなど、投融資や支援対象のカテゴリー・特性に適した成長資金が供給できる金融産業を構築する。長期的な視点でインベーション重視の経営をサポートできるように、「金融システムの進化」を目指す。 また、金融自身も成長産業として発展できるように、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。 (中略) これらの取組を含め、アジアの中心とした新興国が牽引する世界経済の成長に、我が国がアジアの金融センターとして大いに関与しつつ、国民の金融資産の運用を可能とする「新金融立国」を目指し、2010年中から速やかに具体的なアクションを起こす。 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実施することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p> <p>○民主党政策集 INDEX2009 (抜粋) 金融所得課税改革の推進 当分の間は、金融所得については、分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大することとします。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、不招請勧誘禁止等の厳格な行為規制を前提に、個人金融資産から産業活動にかかるリスクマネーを供給する流れを強化する必要がある。 このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、「貯蓄から投資へ」の流れを抜本的に強化する。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	
ページ	10 — 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 商品先物市場の流動性の確保 個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒常的な措置
	同上の期間中の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 商品先物市場の流動性の確保 個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成 23 年度：適用見込件数 62,700 人 減税見込額 600 百万円</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本措置により、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際に税負担の公平、中立性が保たれることとなり、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入しやすくなることから、市場の流動性が高まり、もって、商品先物市場の有するリスクヘッジ機能、公正な価格形成機能等の機能を十分に発揮されることが期待される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>平成 21 年から、上場株式、公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、個人投資家一般に同じ税率を以て公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p> <p>なお、損益通算の拡大が必要と考える投資家も多く、損益通算が必要と感じる金融商品の中に先物等デリバティブ取引を挙げる投資家も多いため、投資家が投資先の選択の範囲を拡げる有効な手段となりうる。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成17年度、18年度、19年度、20年度、21年度及び22年度税制要望において要望を行った。しかし、22年度税制改正大綱において、金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討するとされたところ。